

一関地区広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合については、一関市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成17年一関市条例第34号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。